

各務原市水道料金等の口座振替に関する収納事務取扱要綱

(令和4年3月29日決裁)

各務原市水道料金等の口座振替に関する収納事務取扱要綱（平成10年3月13日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の口座振替（株式会社ゆうちょ銀行の自動払込を含む。以下「口座振替」という。）による収納事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象科目等)

第2条 口座振替の対象は、水道料金等とする。

2 水道料金等は、その合計額を一括して振り替え、又は払い込むものとする。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替のできる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、各務原市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和43年水道事業管理規程第9号）第4条第2項に規定する出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）及び同項に規定する収納取扱金融機関のうち、この要綱に定める方法により水道料金等の口座振替による収納事務を行うことができる金融機関とする。

(対象者)

第4条 水道料金等を口座振替により納付できる者（以下「納入者」という。）は、取扱金融機関に預金口座又は貯金口座（以下「預金口座」という。）を有し、承諾を得た者とする。

(指定預金口座)

第5条 口座振替のできる預金口座は、取扱金融機関にある普通預金口座、当座預金口座又は普通貯金口座のうち、納入者が指定したいずれか1つの預金口座とする。

(申込手続等)

第6条 口座振替を希望する納入者は、市長及び出納取扱金融機関等が協議して定める水道料金等口座振替依頼書又は水道料金等自動払込利用申込書（以下「振替依頼書」という。）を預金口座のある取扱金融機関に提出しなければならない。この場合において、既に口座振替を申込済の納入者が新たに振替依頼書を提出したときは、従前の口座振替の申込みは廃止したものとして、取り扱う。

(市長経由による申込み)

第7条 前条前段の規定にかかわらず、口座振替の申込みは、市長を経由して、市長及び出納取扱金融機関等が協議して定める水道料金等口座振替依頼書はがき又は水道料金等自動払込利用申込書はがき（以下「振替依頼はがき」という。）を預金口座のある取扱金融機関に提出することによって行うことができる。

2 市長は、別に定める定例日までに受け付けた振替依頼はがきを、速やかに預金口座のある取扱金融機関へ送付するものとする。

（廃止手続）

第8条 既に口座振替を申込済の納入者が口座振替による納付を廃止しようとするときは、市長及び出納取扱金融機関等が協議して定める水道料金等口座振替廃止届又は水道料金等自動払込廃止届出書（以下「振替廃止届」という。）を当該預金口座のある取扱金融機関に提出しなければならない。

（取扱継続期間）

第9条 口座振替の取扱いは、前条の規定による廃止の手続まで、年度にかかわらず継続するものとする。ただし、長期間にわたり口座振替ができない等口座振替による納付が適当でないと市長又は取扱金融機関が認めたときは、当該口座振替を取り消すことができるものとする。

（審査）

第10条 取扱金融機関は、第6条及び第8条の規定により、納入者から振替依頼書又は振替廃止届（以下「振替依頼書等」という。）の提出があったときは、その内容を審査し、所定の欄に確認印を押印して、市長へ速やかに振替依頼書等を送付しなければならない。

2 取扱金融機関は、第7条第2項の規定により、市長から振替依頼はがきの送付があったときは、その内容を審査し、不備等があり口座振替ができないときは、市長が定める日までに、当該振替依頼はがきに不備事由を記載して市長に返却しなければならない。

（口座振替の開始又は廃止の時期）

第11条 市長は、前条第1項の規定により振替依頼書等の送付を受けた日以後の直近の別に定める定例日が属する月の納期分から口座振替の開始又は廃止の取扱いを行う。

2 市長は、第7条第2項の規定により振替依頼はがきを受け付けたときは、受け付けた月の翌々月の納期分から口座振替の開始の取扱いを行う。ただし、前条第2項

の規定により市長に返却されたものを除く。

(口座振替依頼の伝送の時期)

第12条 市長は、納付書に代えて納付明細を記録した文書又は電磁的記録(以下「口座振替ファイル」という。)を納入期限前4営業日までに、取扱金融機関の代表店舗(以下「取りまとめ店」という。)に伝送等するものとする。

(引渡し後の口座振替の停止の取扱い)

第13条 市長は、前条の規定による取りまとめ店への口座振替ファイル伝送等後に、納入者等の都合により口座振替の停止の必要が生じたときは、納入期限前2営業日の正午までに、取りまとめ店へ文書で通知するものとする。

(振替日)

第14条 振替日は、納入期限の日とし、取扱金融機関は、当該日に納入者が指定する口座から口座振替ファイルに記録されている金額を振り替えるものとする。

(振替結果の報告)

第15条 取りまとめ店は、口座振替により水道料金等を収納したときは、納入期限後2営業日までに、水道料金等口座振替結果報告書(振替不能明細書を含む。)を作成し、市長へ送付するものとする。

(収納金の送金時期)

第16条 取りまとめ店は、口座振替により収納した金額を、納入期限後2営業日までに、他の収納金の取扱いの例により市長が指定する口座へ送金するものとする。

(領収書の交付に代わる措置)

第17条 取扱金融機関は、口座振替により納付された水道料金等の領収書の交付を、口座振替を行った預金口座の通帳への記載その他電子情報処理組織により口座振替による納付が確認できる方法等をもって代えるものとする。

(口座振替が不能の場合の取扱い)

第18条 市長は、取りまとめ店から預金残高不足等の事由による振替不能の報告を受けたときは、口座再振替のお知らせを納入者へ送付し、振替不能となった水道料金等の口座振替を再度行うものとする。この場合において、再振替日は、振替不能となった月の翌月の納期分の納入期限の日とする。

(取扱手数料)

第19条 市長は、取りまとめ店に対し、別に定める1件当たりの口座振替取扱手数料の単価に口座振替件数を乗じた額の口座振替取扱手数料を支払うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、出納取扱金融機関と協議の上定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の各務原市水道料金等の口座振替に関する収納事務取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。